

措置管理区域台帳

名古屋市

整理番号	条 25-20	指定年月日・指定番号	平成26年1月31日 管 - 20	所在地	名古屋市千種区仁座町1番の一部		
調製・訂正年月日	平成26年1月31日（平成26年4月18日指定解除）						
措置管理区域の概況	大学					面積	300㎡
地下水汚染の有無（土壌溶出量基準不適合の場合）				有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無			
土壌汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染等調査又は自主調査の結果により指定された措置管理区域にあつては、その旨及び当該省略の理由							
措置管理区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類			適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	平成25年11月27日	砒素及びその化合物			含有量基準・ <input checked="" type="checkbox"/> 溶出量基準・第二溶出量基準		株式会社ダイセキ環境ソリューション
	平成25年11月27日	ふっ素及びその化合物			含有量基準・ <input checked="" type="checkbox"/> 溶出量基準・第二溶出量基準		株式会社ダイセキ環境ソリューション
					含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
					含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類		実施者	土壌搬出	管理汚染土壌の処理方法
	H26. 1. 20	H26. 3. 17	土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）		土地所有者	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	浄化等処理施設にて処理
						有・無	
						有・無	
						有・無	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 「措置管理区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

措置管理区域内の土壌の汚染状態

- 1 措置管理区域の所在地
名古屋市千種区仁座町1番の一部（詳細は4のとおり）
- 2 試料の採取を行った日
平成25年9月9日、10日
平成25年10月4日、17日、18日
- 3 調査結果
 - (1) 土壌ガス調査
表1、表2のとおり
 - (2) 表層土壌調査（30m格子）
表3のとおり
 - (3) 表層土壌調査（単位区画）
表4、表5のとおり
 - (4) 深度調査
表6のとおり
 - (5) 地下水調査
表7のとおり
- 4 措置管理区域及び試料採取位置図
図のとおり

表1 土壌ガス調査 (単位区画：排水管部)

単位：volppm

調査地点 項目	A1-1	A1-4	A1-7	A2-1	A2-2	A2-3	B2-1	B2-2	B2-4	定量下限値
四塩化炭素	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	0.1
ジクロロメタン	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	0.1
ベンゼン	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	0.05

※<は定量下限値未満を示す

表2 土壌ガス調査 (30m格子)

単位：volppm

調査地点 項目	A1 (A1-5)	A2 (A2-5)	B1 (B1-5)	B2 (B2-5)	定量下限値
四塩化炭素	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	0.1
1,2-ジクロロエタン	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	0.1
1,1-ジクロロエチレン	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	0.1
シス-1,2-ジクロロエチレン	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	0.1
1,3-ジクロロプロペン	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	0.1
ジクロロメタン	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	0.1
テトラクロロエチレン	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	0.1
1,1,1-トリクロロエタン	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	0.1
1,1,2-トリクロロエタン	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	0.1
トリクロロエチレン	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	0.1
ベンゼン	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	0.05

※<は定量下限値未満を示す

表3 表層土壌調査 (30m格子)

項目		調査地点	A1		A2		B1	B2		土壌汚染等 処理基準
			(A1-2, 3, 5, 6, 9)	(A1-2, 4, 5, 6, 9)	(A2-4, 5, 6)	(A2-2, 3, 4, 5, 6)	(B1-1, 2, 4, 5, 7)	(B2-5)	(B2-1, 2, 4, 5)	
土壌溶出量試験 (mg/L)	第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	<0.001	—	<0.001	—	<0.001	<0.001	—	0.01以下
		六価クロム化合物	<0.01	—	0.01	—	<0.01	<0.01	—	0.05以下
		シアン化合物	不検出 (<0.1)	—	不検出 (<0.1)	—	不検出 (<0.1)	不検出 (<0.1)	—	検出されないこと
		水銀及びその化合物	<0.0005	—	<0.0005	—	<0.0005	<0.0005	—	0.0005以下
		アルキル水銀	—	不検出 (<0.0005)	—	不検出 (<0.0005)	不検出 (<0.0005)	—	不検出 (<0.0005)	検出されないこと
		セレン及びその化合物	<0.002	—	<0.002	—	<0.002	<0.002	—	0.01以下
		鉛及びその化合物	<0.005	—	<0.005	—	<0.005	<0.005	—	0.01以下
		砒素及びその化合物	0.008	—	0.005	—	0.022	<0.005	—	0.01以下
		ふっ素及びその化合物	0.41	—	0.66	—	0.36	0.34	—	0.8以下
	ほう素及びその化合物	<0.02	—	0.07	—	<0.02	<0.02	—	1以下	
	害特定第三種有害物質	チウラム	—	<0.0006	—	<0.0006	<0.0006	—	<0.0006	0.006以下
有機りん化合物		不検出 (<0.1)	—	不検出 (<0.1)	—	不検出 (<0.1)	不検出 (<0.1)	—	検出されないこと	
土壌含有量試験 (mg/kg)	第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	<10	—	<10	—	<10	<10	—	150以下
		六価クロム化合物	<20	—	<20	—	<20	<20	—	250以下
		シアン化合物	<5	—	<5	—	<5	<5	—	50以下
		水銀及びその化合物	<1	—	<1	—	<1	<1	—	15以下
		セレン及びその化合物	<10	—	<10	—	<10	<10	—	150以下
		鉛及びその化合物	90	—	10	—	10	10	—	150以下
		砒素及びその化合物	<10	—	<10	—	<10	<10	—	150以下
		ふっ素及びその化合物	<100	—	<100	—	<100	<100	—	4,000以下
ほう素及びその化合物	<100	—	<100	—	<100	<100	—	4,000以下		

※<は定量下限値未満を示す

※網掛けは基準不適合を示す

表4 表層土壌調査 (単位区画：追加調査)

項目		調査地点						土壌汚染等 処理基準
		B1-1	B1-2	B1-4	B1-5	B1-7	B1-8	
土壌溶出量 試験	砒素及びその化合物	<0.005	<0.005	0.049	0.005	0.015	0.005	0.01以下

※<は定量下限値未満を示す

※網掛けは基準不適合を示す

表5 表層土壌調査 (単位区画：排水管部)

項目		調査地点									土壌汚染等 処理基準		
		A1-1 (GL-0.8~ 1.3m)	A1-4 (GL-0.7~ 1.2m)	A1-7 (GL-0.6~ 1.1m)	A2-1 (GL-0.5~ 1.0m)	A2-2 (GL-0.6~ 1.1m)	A2-3 (GL-0.7~ 1.2m)	B2-1 (GL-1.1~ 1.6m)	B2-2 (GL-1.1~ 1.6m)	B2-4 (GL-1.3~ 1.8m)			
土壌溶出量試験 (mg/L)	第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下	
		六価クロム化合物	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05	<0.01	<0.01	0.05以下	
		シアン化合物	不検出 (<0.1)	不検出 (<0.1)	不検出 (<0.1)	不検出 (<0.1)	不検出 (<0.1)	不検出 (<0.1)	不検出 (<0.1)	不検出 (<0.1)	不検出 (<0.1)	不検出 (<0.1)	検出されないこと
		水銀及びその化合物	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
		セレン及びその化合物	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01以下
		鉛及びその化合物	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
		砒素及びその化合物	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
		ふっ素及びその化合物	0.69	0.26	0.52	0.32	0.60	0.30	0.91	0.42	0.15	0.15	0.8以下
		ほう素及びその化合物	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.14	<0.02	<0.02	1以下
	第三種特定有害物質	有機りん化合物	不検出 (<0.1)	不検出 (<0.1)	不検出 (<0.1)	不検出 (<0.1)	不検出 (<0.1)	不検出 (<0.1)	不検出 (<0.1)	不検出 (<0.1)	不検出 (<0.1)	検出されないこと	
土壌含有量試験 (mg/kg)	第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	150以下	
		六価クロム化合物	<20	<20	<20	<20	<20	<20	<20	<20	<20	250以下	
		シアン化合物	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	50以下	
		水銀及びその化合物	<1	<1	<1	<1	<1	<1	1	<1	<1	15以下	
		セレン及びその化合物	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	150以下	
		鉛及びその化合物	10	10	10	<10	<10	<10	80	10	<10	150以下	
		砒素及びその化合物	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	150以下	
		ふっ素及びその化合物	<100	<100	<100	<100	<100	<100	<100	<100	<100	4,000以下	
ほう素及びその化合物	<100	<100	<100	<100	<100	<100	<100	<100	<100	4,000以下			

※<は定量下限値未満を示す

※網掛けは基準不適合を示す

表6 深度調査

調査地点	採取深度 (GL-m)	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物
		溶出量 (mg/L)	溶出量 (mg/L)
B1-4	表層	0.049	—
	1.0	0.023	—
	1.5	0.074	—
	2.0	<0.005	—
	3.0	0.010	—
B1-7	表層	0.015	—
	0.6	<0.005	—
	1.0	<0.005	—
	2.0	<0.005	—
B2-1	表層	—	0.36
	1.0	—	0.74
	配管下 1.1~1.6	—	0.91
	2.0	—	0.45
	3.0	—	<0.08
土壌汚染等処理基準		0.01以下	0.8以下

※<は定量下限値未満を示す

※網掛けは基準不適合を示す

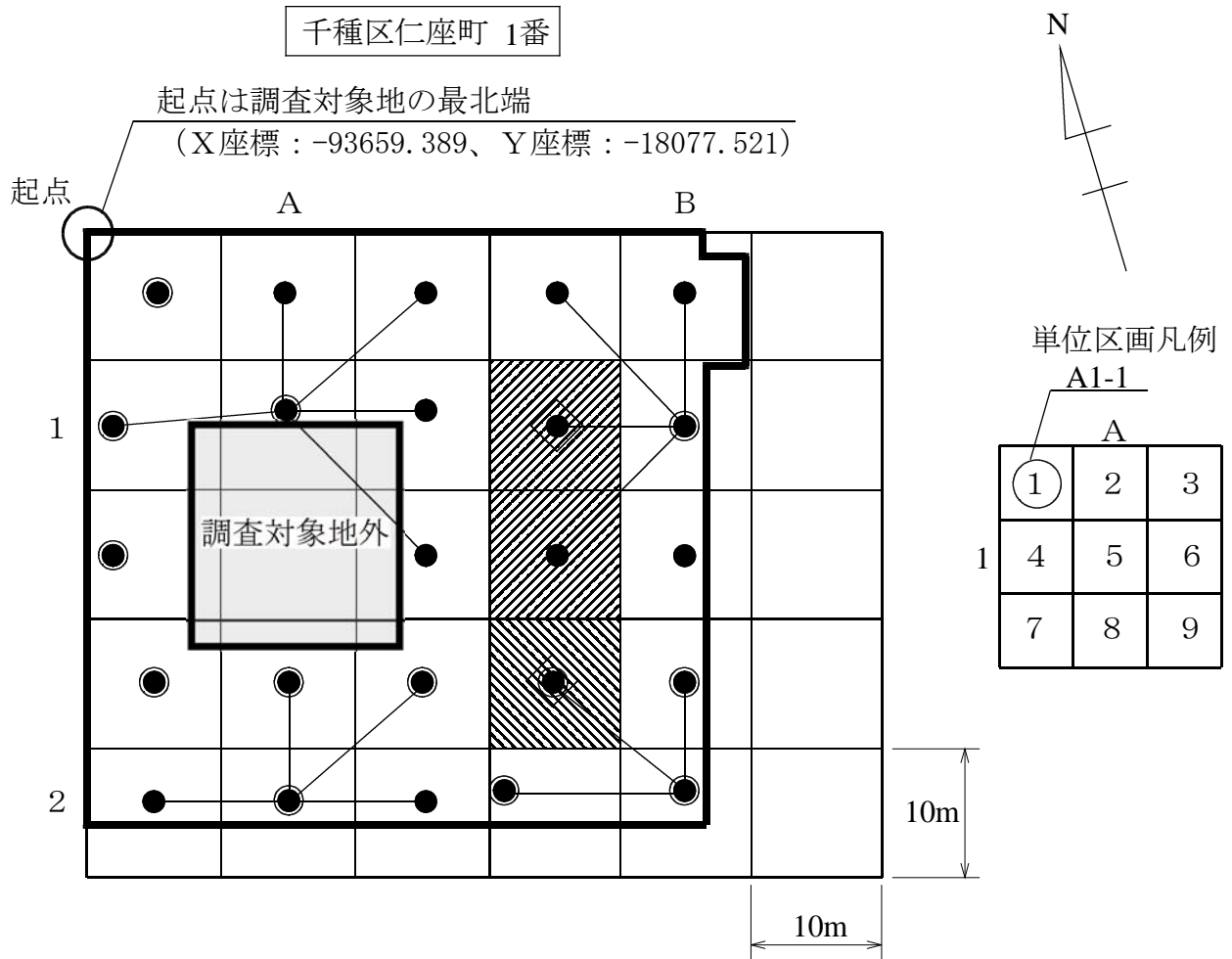
※表層、配管下は表4, 5の調査結果

表7 地下水調査

調査地点	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物
B1-4	<0.005	-
B2-1	-	0.14
土壌汚染等処理基準	0.01以下	0.8以下

※<は定量下限値未満を示す

図 措置管理区域及び試料採取位置図



凡例

- : 調査対象地 ● : 土壌調査地点 ○ : ガス調査地点 ◇ : 地下水調査地点
- : 措置管理区域 (砒素及びその化合物 (土壌溶出量基準不適合))
- : 措置管理区域 (ふっ素及びその化合物 (土壌溶出量基準不適合))